

香芝市

通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成26年9月

香芝市通学路の安全確保のための合同会議

1. プログラムの目的

平成24年4月以降、登下校中の児童生徒が死傷する事故が、全国で相次いで発生したことから、文部科学省・国土交通省・警察庁の3省庁が連携をして対応策を検討し、「通学路における緊急合同点検等実施要領」が作成されました。このことを受けて本市においても、市内幼稚園及び小中学校における通学路（通園路）の緊急合同点検を実施し、必要箇所についての対策を行ってきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を進めていく上で、このたび香芝市では、関係機関の連携体制を構築し、「香芝市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき関係機関が連携をして、通学路の安全確保における継続した対応を進めていきます。

2. 通学路の安全確保のための合同会議の設置

・関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路の安全確保のための合同会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

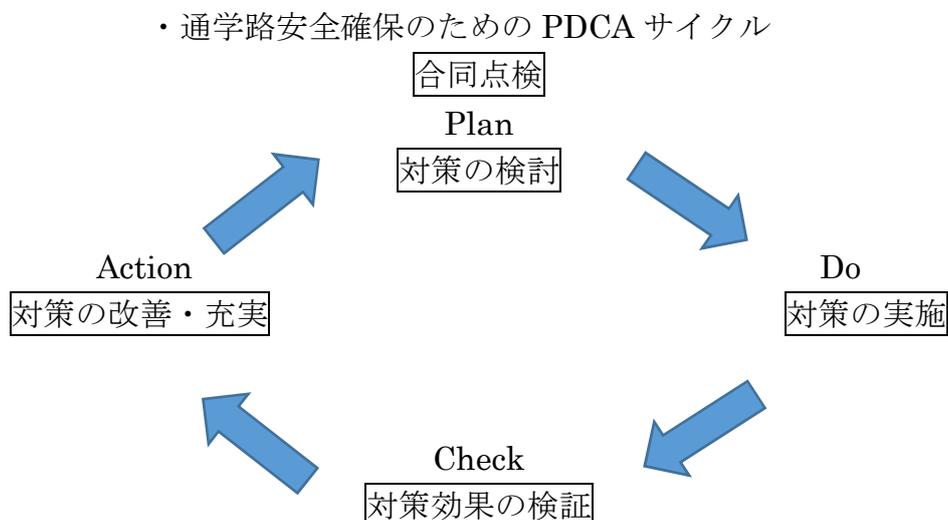
- | | |
|-------------|--------------|
| ・香芝市教育委員会 | 香芝警察署 |
| ・香芝市生活安全課 | 国土交通省奈良国道事務所 |
| ・香芝市農政土木管理課 | 奈良県高田土木事務所 |
| ・香芝市土木課 | |

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果を検証することで、対策をより確かなものにしていきます。

これらの取組を PDCA サイクルとして進めることで、通学路の安全性を高めます。



(2) 定期的な合同点検

①定例の合同点検（毎年実施）

- ・市内幼稚園及び小・中学校より報告のあがった箇所について、合同点検を実施します。
- ・体制は、教育委員会・道路管理者・警察が合同で行います。

②小学校区に重点をおいた点検（毎年2小学校区で実施）

- ・市内の小学校を5つのグループに分け、それぞれ5年に1回、合同点検を実施します。
- ・体制は、学校・保護者・教育委員会・道路管理者・警察・自治会等が合同で行います。

※①②とも効果的・効率的に合同点検を行うため、通学路の安全確保のための合同会議において、重点課題を設定します。

(3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、ハード面での対策及びソフト面での対策等、幅広い視野で具体的な対策を検討します。

(4) 対策の実施

- ・関係機関で円滑に連携をとり、できるだけ早く対策を進めます。

(5) 対策効果の把握

- ・対策実施後の効果を把握するため、以下の検証を行います。
 - A 部団の保護者や児童への聞き取り
 - B 学校や地域への聞き取り
 - C 現場検証

(6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後においても、検証結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 市ホームページによる公表

- ・「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、ホームページにより公表します。